

# 今月のお知らせ

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

「民生委員・児童委員」「主任児童委員」は、法律で定められ、厚生労働大臣に委嘱された特別職の地方公務員です。全国で約23万人、住之江区で175人が活動しています。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど生活の中で気になることがあればお気軽にご相談ください。

- 行政とのパイプ役や調整役を務め、専門機関や福祉サービスなどを紹介します。
- 高齢者世帯等への訪問や見守り活動を行います。
- 個人情報やプライバシーの保護に配慮し、皆さまから受けた相談内容の秘密を守ります。

☎生活支援課(生活保護) 窓口②番  
☎06-6682-9825

## 国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、保険年金業務担当に電話でお申し込みください。

### 【申込時にお聞きする事項】

- 住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申込みは不要です。なお、転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

☎窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番  
☎06-6682-9956

## 令和6年度 個人市・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和6年度の個人市・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和6年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月16日(土)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の個人市・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

※令和6年度に限り、定額減税の対象者は、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。定額減税については、大阪市HPをご覧ください。

☎あべの市税事務所 個人市民税担当

☎06-4396-2953

月曜～木曜9:00～17:30、

金曜9:00～19:00



HPはこちら

## 大阪市国保被保険者の皆さまへ 令和6年度保健事業のお知らせです

大阪市国保では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防に向け、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

また、特定健診のほか、30歳以上の方を対象に「1日人間ドック」を実施しています。健診料は30～39歳の方が14,000円、40～74歳の方が10,000円、昭和34年1月～昭和35年3月・昭和44年1月～昭和45年3月・昭和54年1月～昭和55年3月・昭和59年1月～昭和60年3月生まれの方が無料です。40歳以上の方が1日人間ドックを受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。

そのほか、18歳以上の方を対象に「健康づくり支援事業」を実施しています。詳しくは「受診券」に同封の「国保健診ガイド」(各区役所の窓口でも配布)、または大阪市HPをご覧ください。

ご自身の健康管理のため、年度に1回健診を受けましょう。

### ☎ 特定健診受診券について

☎窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎06-6682-9956

### ・健診内容・健診場所について

☎保健福祉課(健康支援) 窓口③番 ☎06-6682-9882

### ・1日人間ドックなどその他保健事業について

福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業) ☎06-6208-9876



HPはこちら

## 令和6年度 課税(所得)証明書の発行開始について

令和6年度(令和5年分所得)の課税(所得)証明書は6月3日(月)から発行できます。なお、会社等にお勤めで個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日(月)から発行できます。

### <ご注意>

- コンビニエンスストアでの発行は6月3日(月)からです。
- 会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または個人市・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあります。また、3月16日(土)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

☎あべの市税事務所 管理担当

☎06-4396-2948

月曜～木曜9:00～17:30、

金曜9:00～19:00



詳しくはこちら

## 後期高齢者医療制度の保険料率改定について

令和6年度・7年度の後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました。国による医療保険制度改革の影響などにより、被保険者均等割額は57,172円、所得割率は11.75%となります。また、保険料の年間限度額が80万円となりました。

ただし、令和6年度の保険料については、**激変緩和措置があります**。(※年間限度額については、生年月日が昭和24年3月31日以前または障がい認定により資格取得した方は73万円・所得割率については、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は軽減用の所得割率10.94%を適用します。)

また、世帯の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。決定した保険料額については、7月にお知らせします。

☎窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番

☎06-6682-9956

## 市税の納期限のお知らせ

軽自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(金)です。

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の方で軽自動車税(種別割)の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。

☎あべの市税事務所

市民税等グループ軽自動車税担当

☎06-4396-2954

月曜～木曜9:00～17:30、

金曜9:00～19:00



詳しくはこちら

## 防衛省自衛隊です!!



### 防衛省自衛隊住之江区担当広報官よりお知らせ

住之江区の皆さま、こんにちは! 予備自衛官補(一般)年齢引き上げになりました。幹部候補生、一般曹候補生、自衛官候補生等の募集も始まりましたので興味のある方はいつでも下記までお問合せください。

引き続き基地見学等各種イベントも実施中!

☎自衛隊ナンバ募集案内所

☎06-6649-1037(はせがわ)



詳しくはこちら



## 訂正とお詫び(4月号特集記事)

4月号【2面】「住之江区運営方針」に誤りがありましたので、下記のとおりお詫びして訂正いたします。

誤:見守りあったかネット事業(☎1,249千円)

正:見守りあったかネット事業(☎1,249万円)